

<政府の方針>

「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえ、「オンライン利用率引上げに係る基本計画」（令和3年10月18日）において、令和7年度までに国税のキャッシュレス納付割合を**40%**とする目標が示されている。

キャッシュレス納付の推進

～ 簡単・便利なキャッシュレス納付環境の構築 ～

国税の納付については、令和3(2021)年度末時点で、全体の約7割が金融機関やコンビニ、税務署の窓口で行われています。

「納税者利便の向上」、「業務の効率化」、「非接触での税務手続の実現」を図るため、令和7（2025）年度までにキャッシュレス納付割合を4割とする目標を設定し、利用拡大に向けて取り組んでいます。

また、キャッシュレス納付の周知・広報や利用勧奨に当たっては、日本銀行や地方税当局、金融機関などといった関係機関と連携して取り組んでいます。

～ 納付手段の多様化により納税者利便を向上 ～

決済手段の多様化やキャッシュレス化が進展する中、国税の納付についても、次のような多様な納付手段を導入することで、納税者利便の向上を図っています。